

平成 24 年 10 月 24 日

各 位

上 場 会 社 名 **株式会社サニックス**
代表者役職氏名 取締役社長 宗 政 伸 一
(コード番号 4 6 5 1 東証・大証一部、福証)
問い合わせ先 経営企画部長 富 永 敏 之
TEL 092 - 436 - 8882

福岡県宗像市における大規模太陽光発電事業に関する基本合意について

当社は、宗像市及び学校法人中村産業学園（九州産業大学・九州造形短期大学）と相互協力し、福岡県宗像市にて大規模太陽光発電事業（以下、「本件事業」という。）を実施することにつき、基本合意いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 本件事業計画概要

福岡県宗像市の学校法人中村産業学園（以下、「九州産業大学」という。）所有地において、当社が大規模太陽光発電事業を実施致します。

事 業 名 称	サニックスソーラーパークむなかた
発 電 能 力	太陽光発電システム約 2,000 kW
建 設 予 定 地	福岡県宗像市池浦
土 地 面 積	約 37,000 m ²
投 資 額	約 500 百万円
太陽電池モジュール	善日（上海）能源科技有限公司（当社 100%出資子会社）製約 6,700 枚
年 間 予 想 発 電 量	約 2,000,000 kWh (一般家庭 600 世帯～700 世帯分に相当)
今 後 の 予 定 等	来春着工予定
そ の 他	当該事業において発電した電力は「再生可能エネルギー特措法」に基づき、九州電力株式会社に売電することを想定しています。

2. 基本合意内容

- ①大規模太陽光発電設備等の立地及び環境連携に関する協定 (相手方：九州産業大学、宗像市)
②大規模太陽光発電事業用地賃貸借契約 (相手方：九州産業大学)

3. 本件事業目的

当社は、「太陽光発電」と「廃プラスチックによるリサイクルエネルギー（サーマルリサイクル）」という 2 つのエネルギー事業を経営の柱として、成長路線への転換を図っております。

「太陽光発電」に関しましては、住宅用太陽光発電システムの販売から約 3 年が経過し、累計販売件数

が本年5月時点で10,000件を超えました。また、昨年からは中国上海市の子会社にて生産した自社製の太陽電池モジュールを投入し、現在は、今後の需要拡大が見込まれる国内公共・産業用太陽光発電システム市場への対応も進めております。

このように、当社は製造から設計、販売、施工、アフターメンテナンスまで一貫して提供する体制を整え、事業基盤を強化しておりますが、この度大規模太陽光発電事業者として本件事業を実現することにより、再生可能エネルギーの普及拡大への更なる貢献はもちろんのこと、本件事業を通じて得られたデータを当社製品の研究開発に活用することにより、引き続き市場性の高い商品提供に取り組んでまいります。

なお、当社の社会貢献活動の重要拠点である宗像市においては、本年7月1日に「宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例に基づく税制優遇措置」が施行され、大規模太陽光発電事業者への支援制度が万全であり、また、本件事業に賛同いただいた九州産業大学からは、宗像市に所在する同校所有地を本件事業用地として賃貸借にて提供いただくこととなりました。このため、当社を含む三者は環境問題への積極的な取り組みが社会的使命であるとの視点から産学官で相互協力し、本件事業を実施する運びとなりました。

この度の三者合意に基づく本件事業の実現により、深刻化するエネルギー問題解決の一端を担うことはもとより、地域社会への情報発信、環境意識の向上、教育啓蒙等、地域社会の一員として有効な役割を果たしてまいります。

4. 環境貢献

導入した場合の年間二酸化炭素削減量：約544 t-CO₂（杉の木の年間植樹約38,850本に相当）

5. 今後の見通し

本件事業が平成25年3月期の連結業績に与える影響は軽微であります。

注1) 当社と宗像市

1993年に当社社員教育施設として「総合研修センター」を設置して以降、ジャパンラグビートップリーグに参加する当社ラグビー部「サニックスブルース」の活動拠点となっている。そのほか、財団法人サニックススポーツ振興財団が所有するグローバルアリーナの所在地でもあり、当該施設において「サニックスワールドラグビークラス交流大会」を始めとした、青少年のスポーツイベントへの協賛、当社代表が名誉領事を務めるブルガリア共和国との文化交流事業等を毎年実施している。

⇒[当社HP「社会貢献活動」のページへ](#)

注2) 「宗像市大規模太陽光発電設備設置促進条例に基づく税制優遇措置」の概要

大規模太陽光発電設備の設置にかかる固定資産税の課税免除の措置を講じることによって、民間企業の発電事業立地促進、及び再生可能エネルギーの活用を促進し、地球温暖化防止に寄与することを主旨として制定。対象となるのは設備容量500kW以上の太陽光発電事業で、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」の対象設備であることを前提に、土地、家屋、及び償却資産の固定資産税を、5年間を限度に全額免除する制度（平成29年6月30日までに設置された設備を対象）。

注3) 九州産業大学

文系・理工系・芸術系の8学部20学科を有する西日本有数の総合大学。「地域に開かれた大学」を目指し、地域交流の推進や施設開放、社会貢献活動等に積極的に取り組んでいる。

⇒[九州産業大学のページへ](#)

以 上